

新型コロナウイルス感染症対策についての要望

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

新型コロナウイルス感染症対策について、日々の感染防止に奮闘されていることに敬意を表します。

政府は5月25日までに北海道や東京都など含め、すべての「緊急事態宣言」を解除しました。しかし今後PCR検査等の体制を万全のものにし、しっかりとした感染防止対策をとることが大切です。

日本共産党大分県委員会と県議団では、これまでも「市民アンケート」や事業者訪問等を通じて、県民の切実な思いを聞いてきました。この中でも「これ以上休業が続けば廃業・倒産しかない」「今後自殺者が出るのではないか」「給付申請をもっと簡素なものにしてほしい」「医療や介護事業所でのマスク等が不足している」など様々な意見が出されました。

大分県として感染防止策をとりながら、県民が安心して暮らし・生業ができるよう十分な手立てをとることが求められています。これまでの各補正予算でも、「新入生に対する1万円の商品券支給」や「医療・介護・高齢者施設等に対しマスクや防護服等支給」等の事業を行ってきています。大分県として、国の第2次補正予算案の成立を待つのではなく、積極的な予算措置を行うよう以下のように要望いたします。また、後日文章での回答をお願いします。

- 1、国は中小企業・事業者に対し、持続化給付金や特別定額給付金などの支援策を講じていますが、県内中小企業・事業者は深刻な経営不振におちいつています。行政として自粛を要請した以上その支給を一回だけで終わらせるのではなく、継続して行うよう国に求めると同時に、県として財政調整用基金などの活用で独自の助成策を講じること。

(回答：商観労)

県では、これまでも国に対し、知事会等を通じて支援策の拡充を要望しており、国の第2次補正予算では、新たな家賃支援給付金や雇用調整助成金の引き上げなど、追加支援策が決定された。

また、県としても6月補正予算において、事業や雇用の継続、新しい生活様式への対応等に取り組む事業者に対する応援金制度を創設した。

これらの支援策を迅速かつ確実に、必要な人に届けることにより、県内の事業者を全力で支えていくこととしている。

- 2、各事業所の固定費は売り上げがなくても発生します。県下各自治体が独自に実施している家賃などの固定費補助について、県としても制度を創設すること。また、自己所有の店舗等には固定資産税の減免制度しかありません。しかし借入金で支払いをしている以上、家賃助成のような上限3か月などの返済金助成制度を創設すること。

(回答：商観労)

県の6月補正で新たに創設した応援金については、用途を限定しない給付金であり、新たな生活様式等への対応のほか、事業や雇用の継続のため、固定費の支払い等にも役立てていただきたいと考えている。

国、県、市町村の様々な支援策により、中小企業・小規模事業者を支えていくこととしてい

る。

- 3、持続化給付金の申請について、「風俗営業は申請できない」とか「申告をしていないとだめ」などの間違っただ情報に対し、正確な情報を発信すること。

(回答：商観労)

県では、事業者向けに支援策の情報を届けるコールセンターを設けているところであり、持続化給付金に関する問い合わせが多く寄せられている。また、事業者にとって身近な商工団体にも同様に数多くの相談が寄せられ、経営指導員が申請のサポートをしている。

国の設置した補助金事務局が電子申請の困難な事業者向けに5月16日から6月末にかけて県内9カ所に申請サポート会場を開設して対応している。また、この申請サポート会場が開設されない地域においても、今後「キャラバン隊」が派遣される予定である。

引き続き関係機関と連携しながら、おおいた中小企業支援ポータル等を通して、正確な情報をわかりやすく伝えていくこととしている。

- 4、県制度資金や政策金融公庫の融資制度について、据え置き期間中の金利負担（後で返金）をやめ、当初から金利負担なしに実行するよう各金融機関に徹底すること。また、今回はコロナ禍という特別な状況にあることを考え、過去の条件変更や債務超過、債務不履行だけをもって否決の要件にせず、総合的な判断をもって実行するよう徹底すること。

(回答：商観労)

3年間実質無利子の県制度資金「がんばろう！おおいた資金繰り応援資金」（令和2年5月1日創設）の利子補給方式については、指定金融機関19行のうち7行が当初から金利負担無し的方式を採用している。

また、他の12行は、融資業務に係るシステム対応が困難などの理由から、後日、県から融資を受けた企業に利子補給する方式となっているが、企業の金利負担を考慮し、年2回補給（10月と3月を予定）を行うこととしている。

日本政策金融公庫の利子補給方式は、現在未定であることから、融資先企業の金利負担を十分考慮し補給を行うよう依頼している。

既往債務に係る返済猶予等の条件変更など事業者への資金繰り支援については、これまで金融庁から金融機関に対し、繰り返し要請文が発出されている。

本県では、令和2年3月13日に、県制度資金の指定金融機関及び県信用保証協会に対し、既存融資に係る返済猶予等の条件変更を行うなど県内中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行うよう文書で要請しており、これ以降も迅速・円滑な資金供給について随時要請を行っている。また、日本政策金融公庫にも同様の依頼を行っている。

- 5、雇用調整助成金について国は上限額15,000円に増額するといっていますが、申請については今以上に簡素化を図り、そのほかの給付等の制度と合わせワンストップで相談できる体制を構築すること。

(回答：商観労)

雇用調整助成金については、これまでにない申請書類の簡素化等が行われており、県でも雇用維持支援センターを新たに設置して、相談対応を行っている。

新型コロナウイルス感染症対策として、様々な支援策が設けられているところであり、事業者向けコールセンターや商工団体において、施策内容を的確に把握し、事業者からの相談に対応していくこととしている。

6、県内の各県立短期大学の学生について、授業料等の支払いが困難な学生に対し、免除規定など活用し相談にのる体制をつくること。

(回答：企画)

県立芸術文化短期大学につきましては、教務学生部を窓口として常時相談に応じる体制を整えており、令和2年度から始まった修学支援制度や短大独自の授業料減免制度の活用を含め、困窮する学生への対応に万全を期している。

(回答：商観労)

工科短期大学校では、学修意欲がありながら経済的に修学が困難な学生に対しては、授業料及び入学料の減免制度を設けており、入学説明会及び学生への文書通知によって減免制度の周知を行うとともに、修学が困難となった学生からの相談を随時受け付ける体制をとっている。

災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより、緊急に支援を要する者については、随時減免申請を行うことを可能としており、新型コロナウイルス感染症にかかる影響により家計が急変した場合についても同様の取扱としている。

7、大分県教育委員会はコロナ禍で子どもたちの教育環境が、深刻な状況になっている中、各市町村教育委員会に「2020年度大分県学力定着状況調査」を実施する旨の通知を出しています。子どもたちや保護者、現場の先生方に過大な負担を押し付けることになってしまう大分県学力定着状況調査は中止すること。

(回答：教育)

本調査は学力状況はもちろん、総合質問紙調査によって生活習慣や学級環境、家族や友だちとの関係等もみることができる。今年度は特に、臨時休業や再開後の制約の多い学校生活が子どもたちに与えている影響等を客観的にとらえ、今後の対策を考える上では貴重な資料になる。

以上のことから、今年度も実施することとしているが、実施期間は6月22日から6月25日の4日間の期間内で学校毎に設定できることとしている。また、分散登校や短縮校時等の継続も考えられることから、実施が複数日にまたがることも可能とした。さらに、市町村教育委員会等の判断で、質問紙調査のみの実施も可能としている。加えて、期間中に実施できない市町村及び学校についても校内の教育活動、学力向上の取組のPDCAに生かすことができるよう、問題用紙・質問紙等を提供することとしている。

なお、市町村毎の結果及び成果を上げた学校名の公表は行わない予定である。

8、教室の密を避けるためにも、ひとり一人に行き届いた教育と配慮をするためにも、30人学

級を早急に拡大するよう国に働きかけるとともに、大分県として独自に実施すること。

(回答：教育)

児童生徒数が減少する中で、本県においては30人以下の学級の占める割合は小学校で7割を超え、中学校では6割近くとなっている。

仮に30人学級を小中学校の全学年に拡大するとなれば、総額で30数億円の人件費が必要となるとともに、都市部を中心に400以上の教室が新たに必要となるなど、早急な整備は困難である。

このため、国の配分定数の充実等の中長期的な支援が不可欠であるため、引き続き、国に対して要請していきたい。

9、第2波での感染拡大防止のために、県下の自治体や各医療機関とも協力して、PCR検査体制の拡大を早急に進めること。また、PCR検査について、保険診療で医師の判断によるPCR実施がすすむよう、行政検査と保険診療の区分けをおこなうことを国に求めること。

(回答：福祉)

PCR検査については、現在、衛生環境研究センター及び大分市保健所により、1日当たり264検体まで検査が可能である。また、15か所の帰国者・接触者外来に加えて、各都市医師会と連携し、PCR検査センターの設置を進めており、より多くの県民が迅速かつ効率的に検査が受けられるよう体制の充実を図っている。

また、県では、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、行政検査として、衛生環境研究センターや保健所でPCR検査を行っている。一方、全身麻酔による手術を予定している入院患者など院内感染対策を目的に行われる場合は、国の方針に従い、保険診療としてPCR検査を行うこととしている。

10、医療現場をはじめ福祉現場等で必要とされているN95など、医療用マスクやフェイスシールド等の防護具・消毒液などを確保し・備蓄体制をとること。

(回答：福祉)

第2波に備え、N95マスクやフェイスシールドを含む個人防護具セットを9万セット、消毒液(手指消毒用エタノール)を6,900リットル、備蓄することにしている。

11、認可保育園に対しては自粛により保育園を休んだ場合の保育料は日割りでの保護者負担となっていますが、認可外保育園には、0～2歳児の住民税課税世帯は保護者や保育園の負担となっています。大分県としてその対象外の子どもたちに対し自粛により保育園を休んだ場合の補償をすること。

(回答：福祉)

認可外保育施設の保育料は、施設と保護者の私的契約に基づき定められるものであるため、自粛要請により保育の提供を縮小した場合の取扱いについては、国の通知により、保護者の理

解を得つつ施設において対応していただくこととされている。

県が所管している大分市以外の認可外保育施設に対して実態調査を行ったところ、保育料を負担している約60人が登園を自粛しており、自粛した保育料を保護者又は施設が負担している可能性があるため、認可保育所と同様の対応となるよう、登園しなかった日数に応じて、保育料の助成を行うこととしている。

12、障がい児・者の通所施設では通所を自粛する利用者が多く、また入所施設から通っている人も外出禁止で通所できずに収入減となっています。その上、放課後等デイサービスでは休校に伴い午前中分の人件費負担が増えているため運営が苦しく、いろいろな制度の対象外のケースが多くなっています。その補償を国に求めると共に、県として支援すること。

(回答：福祉)

通所利用が困難な利用者については、在宅利用の要件緩和を行っており、積極的な活用を呼びかけているところ。また、放課後等デイサービスにおける休校対応については、春休み期間中と同様に、自立支援給付費の単価を増額している。

なお、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業において、「新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある方への経営資金」が新設され、当初5年間3,000万円までは無利子・無担保で貸し付けを受けることができる。

13、障がい者の移動支援事業の要件緩和など、使える制度について広く周知すること。

(回答：福祉)

障がい者が同行援護や居宅介護等の障害福祉サービスを利用する際の要件緩和などの周知については、厚労省からの通知を市町村及び、関連施設を有する法人に通知するとともに、同内容を障害福祉課HPに掲載し、問い合わせ等に適切に対応している。

2020年5月29日

日本共産党大分県委員会
委員長 林田 澄孝
同 大分県議団
団長 堤 栄三
猿渡 久子